

(証券コード2820)
2022年9月13日

株主各位

広島県三原市沼田西町小原字袖掛73-5

株式会社 やまみ

代表取締役社長 山名 徹

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会は適切な新型コロナウイルス感染予防策を実施したうえで開催いたしますが、感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場は極力お控えいただき、書面による事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

なお、書面により議決権を行使いただく場合には、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年9月27日（火曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年9月28日（水曜日） 午前10時
2. 場 所 広島県三原市本郷南6丁目25番1号
本郷生涯学習センター「にいたかホール」
3. 目的事項
報告事項 第48期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件

以 上

新型コロナウイルス感染防止への対応にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。詳細は次ページをご参照ください。

また、本年は株主総会ご出席の株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告並びに計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.yamami.co.jp/>) に掲載させていただきます。

○新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ
新型コロナウイルス感染症について、株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、下記のとおりご案内申し上げますとともに、株主様のご理解とご協力の程お願い申し上げます。

◎株主様へのお願い

- ・株主総会当日のご来場は極力お控えいただき、可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。
- ・発熱、咳等の症状のある方、その他新型コロナウイルス感染症が疑われる方は、感染症拡大防止のため、入場をお断りすることがございますので、あらかじめご了承ください。
- ・株主総会会場ではマスクの着用をお願いいたします。

◎当社の対応について

- ・会場入り口にて、検温で体温確認をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・会場入り口にアルコール消毒液を設置いたします。株主様には入場前のアルコール消毒をお願い申し上げます。また、トイレ等会場各所にアルコールを設置しますので、適宜アルコール消毒をお願い申し上げます。
- ・会場の座席は従来よりも間隔を空けた配置とし、着席場所については当社より指定させていただく場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスクを着用し、必要に応じてフェイスシールド、手袋等を着用し対応をさせていただきますのであらかじめご了承ください。
- ・当社役員においても株主総会会場ではマスクを着用し、対応させていただきますのでご了承ください。

◎その他について

- ・本年は株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。
- ・例年実施しておりました会場内展示スペースでの製品展示等は中止させていただきます。

(添付書類)

第48期 事業報告

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の長期化や、ロシア・ウクライナ情勢などの影響により、引き続き厳しい状況となりました。

当社が属します食品製造業におきましては、個人消費はやや持ち直しが見られるものの、原材料価格の高騰や資源高に伴うエネルギーコストの上昇などもあり、依然として先行き不透明な状態が続くと想定されます。

このような状況のもと、当社は一般消費向け各種豆腐、厚揚げ、おからパウダー等を主力に、九州から中国・四国、関西、東海の各地方に加えて、関東地方でも積極的な営業を展開し、販売に注力いたしました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高13,811百万円となりました。

利益につきましては、関東地方での積極的な営業が成果を上げ富士山麓工場の売上高が伸び、営業利益は902百万円と前年同期と比べ170百万円(23.2%)の増益、経常利益は903百万円と前年同期と比べ156百万円(21.0%)の増益、当期純利益につきましては、606百万円と前年同期と比べ95百万円(18.7%)の増益となりました。

なお、当社は単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

主な資金使途である設備資金において、新設ラインの導入等がなかったため、資金調達は行わず、借入金の返済のみを行いました。今期末残高は前期末より1,238百万円減少して3,108百万円となりました。

② 設備投資

当事業年度における設備投資は、1,313百万円であります。主な設備は、本社工場の冷熱事業設備等であります。

(3) 財産及び損益の状況

| 区 分 | | 第45期 | 第46期 | 第47期 | 第48期 (当事業年度) |
|--------------|-------|--------|--------|----------|-----------------|
| 売 上 高 | (百万円) | 10,881 | 12,644 | 13,619 | 13,811 |
| 当 期 純 利 益 | (百万円) | 684 | 814 | 511 | 606 |
| 1株当たり当期純利益金額 | (円) | 100.44 | 117.36 | 73.42 | 87.06 |
| 総 資 産 | (百万円) | 12,805 | 15,013 | 13,641 | 13,414 |
| 純 資 産 | (百万円) | 6,199 | 6,868 | 7,252 | 7,685 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | 890.50 | 986.69 | 1,039.59 | 1,101.71 |
| 自 己 資 本 比 率 | (%) | 48.2 | 45.6 | 53.1 | 57.2 |

(注) 1株当たり当期純利益金額は、期中平均株式数により計算しております。

(4) 対処すべき課題

当社が中長期的に課題として取り組んでいく項目は、大きく以下の4点であります。

① 食品安全衛生への取り組み

当社は、食に対する安全衛生管理を第一に考えております。消費者のみなさまに食の安全・安心をお届けすることが最重要項目と捉えております。当社の取り扱う豆腐、厚揚げ、油揚げは食品の中でも比較的賞味期限の短い日配品であり、高い品質管理の求められる製品であります。このような状況のもと、当社では、すべての製品のサンプルチェックを行うなど、製造過程から出荷まで徹底的に食品安全衛生管理に取り組んでおります。その一環として、本社工場、関西工場及び富士山麓工場では、国際規格であるFSSC22000を取得しております。

② 事業の規模拡大

当社は、現状、広島県三原市の本社工場、滋賀県甲賀市の関西工場、及び静岡県駿東郡の富士山麓工場において生産を行い、西は九州地方から東は関東地方までの地域に製品を供給しております。また、静岡県駿東郡に新設した富士山麓工場を拠点に、国内最大規模の市場である関東地方に本格的に製品を供給するべく、積極的な営業活動を展開しております。当社は事業を行う際に、豆腐製造事業者の中ではトップクラスの設備投資を行い、1個当たりの製造固定費を削減することにより、価格競争力を保持し拡大を図ってまいりました。この過程においては設備投資を行い、投資回収を繰り返し規模の拡大を図っており、将来においても同様の方法により規模拡大を図っていく必要があると考え

ております。この規模拡大を図るために必要な設備に対する設備投資と、販売量確保のための営業を強化するために、ソフト面である営業技術、製造技術をブラッシュアップし、営業部門と製造部門の連携の強化を図ってまいります。

③ 販売単価の上昇

当社は、豆腐製造事業者の中ではトップクラスの設備投資を行い、1個当たりの製造固定費を削減することにより、価格競争力を保持し、拡大を図ってまいりました。一方で、作りにくいがお客様からの需要は高い製品の自動化に取り組むことで、価値ある製品の販売に取り組んでおります。当社の製品の品質と価値を、お取引先様に認知いただき、販売単価を上昇させることで収益拡大を図ってまいります。

④ 人材の確保・育成

当社は、事業を拡大して行く上で、人材の確保・育成は重要な経営課題であると認識しております。人材の採用・育成について、新卒採用、中途採用ともに強化することで、マネジメント力を高めていきます。さらに、今後も職場環境の改善を段階的に進め、人事制度を軸として業績優秀な社員のモチベーション向上に努め、更なる従業員の定着率向上を図っていく所存であります。また、社内外の研修等により学習の機会を与えること、学習したことをビジネスで実践する機会を与えること等を通じて、やり甲斐ある職場作りに努めていく所存であります。

(5) 主要な事業内容

当社は、豆腐を中心に厚揚げ、油揚げ等の豆腐関連製品を製造し小売業、卸売業に販売しております。

(6) 主要な事業所及び従業員の状況

① 主要な事業所

| 名 称 | 所 在 地 |
|--------|--------|
| 本社工場 | 広島県三原市 |
| 関西工場 | 滋賀県甲賀市 |
| 富士山麓工場 | 静岡県駿東郡 |
| 大阪営業所 | 大阪府茨木市 |
| 東京営業所 | 東京都北区 |

② 従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 265名 | △9名 | 33.9歳 | 5.2年 |

(注) 従業員数は就業人数であり、パートタイマー244名は含んでおりません。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な借入先及び借入額

| 借 入 先 | 借 入 残 高 (百万円) |
|-------------------------|---------------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 2,150 |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 508 |
| 株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫 | 285 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 100 |
| 株 式 会 社 中 国 銀 行 | 44 |
| 株 式 会 社 広 島 銀 行 | 3 |
| 株 式 会 社 も み じ 銀 行 | 15 |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 株主の状況

① 発行可能株式総数 25,504,400株

② 発行済株式総数 6,967,500株

③ 株主数 1,825名

④ 上位10位の株主の状況

| 株 主 名 | 当社への出資状況 | |
|-----------------------------|----------|---------|
| | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
| 株 式 会 社 Y M コ ー ポ レ ー シ ョ ン | 2,402 千株 | 34.48 % |
| 山 名 徹 | 1,200 | 17.22 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 443 | 6.37 |
| 山 名 清 | 392 | 5.63 |
| 野 村 證 券 株 式 会 社 | 365 | 5.24 |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口) | 338 | 4.86 |
| 山 名 睦 子 | 336 | 4.83 |
| ハウス食品グループ本社株式会社 | 242 | 3.48 |
| 栢 原 伸 也 | 60 | 0.87 |
| SMBC 日 興 証 券 株 式 会 社 | 51 | 0.73 |

(注) 1. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2017年9月27日開催の取締役会決議による新株予約権

- ①新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ②新株予約権の行使価額 1個につき180,600円
- ③新株予約権の行使条件
 - ・ 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社取締役の地位にあることを要するものとする。
 - ・ 本新株予約権の全部または一部について第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとする。

④新株予約権の行使期間 2019年9月28日から2022年9月27日まで

⑤当社役員の保有状況

| | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 保有者数 |
|-------------------|---------|---------------|------|
| 取締役 (社外取締役を除く) | 145個 | 普通株式14,500株 | 2名 |

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年6月30日現在）

| 氏名 | 地位及び担当 | 重要な兼職の状況 |
|--------|-------------|--|
| 山名 清 | 代表取締役会長 | ㈱YMコーポレーション 取締役 |
| 山名 徹 | 代表取締役社長 | ㈱YMコーポレーション 取締役 |
| 池田 隆幸 | 常務取締役 営業本部長 | |
| 土橋 一仁 | 取締役 製造本部長 | |
| 七川 雅仁 | 取締役 | 七川公認会計士税理士事務所 代表 (合)ピー・エム・エー・コンサル ティング 代表社員 ACアーネスト監査法人 代表社員 |
| 後藤 和之 | 取締役 | ㈱住創 代表取締役 社会福祉法人泰清会 理事長 三原テレビ放送㈱ 代表取締役 三原商工会議所 副会頭 ㈱道の駅みはら 代表取締役 ㈱FMみはら 代表取締役 |
| 佐々木 公江 | 取締役 | 佐々木社会保険労務士事務所 代表 社会福祉法人 幸陽会 春日こども 園 評議員 |
| 林 辰男 | 常勤監査役 | |
| 濱田 隆祐 | 監査役 | 濱田会計事務所 代表 クレアビズコンサルティング㈱ 代 表取締役 (合)御影みらいホールディングス 代表 インタープロテイン㈱ 社外監査役 |
| 山脇 将司 | 監査役 | 山脇・山内法律事務所 代表 |

- (注) 1. 取締役七川雅仁氏、後藤和之氏及び佐々木公江氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役濱田隆祐氏及び山脇将司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役である七川雅仁氏、後藤和之氏、佐々木公江氏及び社外監査役である濱田隆祐氏、山脇将司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役濱田隆祐氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等
- ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1. 当該方針の決定の方法

2021年2月12日に当社取締役会で決定しております。

2. 基本方針

当社の取締役の報酬は各人の職責、能力及び功績を踏まえた適正な水準とし、社外役員の出席する取締役会にて議論の上決定することを基本方針とする。また、業務執行取締役には固定報酬としての基本報酬に加え、業績向上への意識を高めるための非金銭報酬等によって構成する。監督機能を担う代表取締役及び、社外役員の報酬についてはその職務に鑑み、基本報酬のみ支払うこととする。

3. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案し、社外役員の出席する取締役会にて検討、決定するものとする。

4. 非金銭報酬等の内容及び額、または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上へのインセンティブとするため、各人の職責、能力及び功績を踏まえつつ、市場動向等を踏まえた適切な時期を総合的に勘案し、社外役員の出席する取締役会にて検討、決定するものとする。

5. 取締役の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容決定にあたっては、報酬の総額が株主総会の定める報酬の上限額を下回っており、また、社外取締役及び社外監査役の出席する取締役会において、その内容について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の固定報酬の限度額は2014年9月29日開催の定時株主総会において年間報酬総額の上限を300,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名であります。また、取締役（社外取締役を除く）については、2016年9月28日開催の定時株主総会及び2017年9月27日開催の定時株主総会において、固定報酬とは別枠で通常型ストック・オプションとしてそれぞれ年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名であります。

監査役の固定報酬の限度額は2014年9月29日開催の定時株主総会において年間報酬総額の上限を50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

③ 取締役、監査役ごとの報酬等の総額

| 区 分 | 支給人数 | 支 給 額 |
|--------------------|-------------|-----------------------|
| 取 締 役 (うち社外取締役) | 7名 (3名) | 54,080千円 (2,580千円) |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 3名 (2名) | 6,240千円 (2,140千円) |
| 合 計 (うち社外役員) | 10名 (5名) | 60,320千円 (4,720千円) |

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

| 氏名 | 重要な兼職の状況 | 兼職先と当社との関係 |
|--------|--|--|
| 七川 雅仁 | 七川公認会計士税理士事務所 代表 (合)ピー・エム・エー・コンサルティング 代表社員 ACアーネスト監査法人 代表社員 | 当社と七川公認会計士税理士事務所、 (合)ピー・エム・エー・コンサルティング、及びACアーネスト監査法人との間に重要な取引その他の関係はありません。 |
| 後藤 和之 | ㈱住創 代表取締役 社会福祉法人泰清会 理事長 三原テレビ放送㈱ 代表取締役 三原商工会議所 副会頭 ㈱道の駅みはら 代表取締役 ㈱FMみはら 代表取締役 | 当社と㈱住創、社会福祉法人泰清会、 三原テレビ放送㈱、三原商工会議所、 ㈱道の駅みはら、及び㈱FMみはらとの間に重要な取引その他の関係はありません。 |
| 佐々木 公江 | 佐々木社会保険労務士事務所 代表 社会福祉法人 幸陽会 春日こども園 評議員 | 当社と佐々木社会保険労務士事務所、 社会福祉法人 幸陽会 春日こども園との間に重要な取引その他の関係はありません。 |
| 濱田 隆祐 | 濱田会計事務所 代表 クレアビズコンサルティング㈱ 代表取締役 (合)御影みらいホールディングス 代表 インタープロテイン㈱ 社外監査役 | 当社と濱田会計事務所、クレアビズコンサルティング㈱、(合)御影みらいホールディングス、及びインタープロテイン㈱との間に重要な取引その他の関係はありません。 |
| 山脇 将司 | 山脇・山内法律事務所 代表 | 当社と山脇・山内法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。 |

② 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況等

| | 活動状況 |
|-------------|---|
| 取締役 七川 雅 仁 | 当事業年度に開催された取締役会には14回中14回出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。 |
| 取締役 後藤 和 之 | 当事業年度に開催された取締役会には14回中14回出席し、主に経営者としての専門的見地から、適宜発言を行っております。 |
| 取締役 佐々木 公 江 | 社外取締役就任後に開催された取締役会には10回中10回出席し、主に社会保険労務士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。 |
| 監査役 濱 田 隆 祐 | 当事業年度に開催された取締役会には14回中14回、監査役会には14回中14回出席し、主に公認会計士として取り組んできた経験から、適宜意見を述べております。 |
| 監査役 山 脇 将 司 | 当事業年度に開催された取締役会には14回中14回、監査役会には14回中14回出席し、主に弁護士として培った経験・見地から、経営上有効な指摘、意見を述べております。 |

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|--------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 19,000千円 |
| 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 19,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の監査業務の報酬金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当該金額について、当社監査役会は、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積の額について、前期の実績評価を踏まえ、前期の計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等との比較検討及び経理部門等の情報・見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ誠実性をもって対応する見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

取締役及び使用人それぞれの職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

なお、この決定に基づく体制の構築と運用の状況については、定期的にチェックを行うとともに、その結果を踏まえて決定自体の変更を検討し、更なる改善に努めております。

- (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社におけるコンプライアンスの基本原則として「株式会社やまみコンプライアンスガイドブック」を定め、社内所定の保存場所に公開することにより、周知徹底を図る。
 - ② コンプライアンス委員会を設置し、代表取締役を委員長として取り組みを推進するとともに、部門を統括する取締役、部長をコンプライアンス部門責任者として所属員の指導を行い、法令遵守を徹底する。
 - ③ 当社の役員、社員をはじめとするすべての従業員は、組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談または通報が監査役に適切に報告できるように、「公益通報者保護規程」を定めて運用している。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 「文書管理規程」を定め、職務の執行に係る文書・情報の適切な保存及び管理を図る。
 - ② 個人情報の管理について、「個人情報保護規程」ほか関連規程を整備し、運用面では管理部が状況をフォローしている。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 各部門におけるリスク把握・対応の優先度・対処基本方針の認識共有を常時行い、周知徹底する。
 - ② 内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を経営会議に報告する。
 - ③ 地震その他の災害等によるリスクへの対応原則について「危機管理規程」を定め、その周知を図る。
 - ④ 「リスク対応管理表」及び「緊急連絡体制」を整備し、リスクが顕在化した場合及びリスクが顕在化するおそれのある場合の対応責任部門と報告体制を明確にする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、権限委譲により、経営課題に対する迅速な意思決定と機動的な職務執行を推進する。その具体的な内容は、「取締役会規程」、「稟議規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」に明示する。
- ② 取締役は、取締役会への的確な議案付議と審議内容の深化に努める。
- ③ 取締役の職務執行については、月例の取締役会において報告する。また、各部門におけるそれぞれの業務基本方針に基づく目標の達成状況を監督する。
- ④ 社内規程を会社の現況等に照らして遅滞なく更新するとともに、わかりやすい体系となるよう改定に努める。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じて管理部から補助者を任命する。また、監査役が必要ありとして求めた場合、監査役または監査役会は直接監査役の職務を補助する者を雇用または契約できることとする。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人は、監査役に対して、次の事項を報告する。

- ① 当社に関する重要事項
- ② 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ③ 法令・定款違反事項
- ④ 毎月の経営状況として重要な事項
- ⑤ 内部監査部門による監査結果
- ⑥ 上記のほか、監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

また、監査役は取締役会をはじめ当社の事業運営において重要な議事事項の含まれる会議に積極的に出席して報告を受ける体制を確保する。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。業務監査面において、常勤監査役は稟議規程における代表取締役社長決裁案件に対して内容を確認し、意見を述べる事が可能な体制とする。

監査役会は、定期的に会計監査人からの監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。また、当社は監査役が職務執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

7. 株式会社の支配に関する基本方針
該当事項はありません。

8. 株式会社の状況に関する重要な事項
該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 2,148,165 | 流動負債 | 2,817,236 |
| 現金及び預金 | 160,848 | 買掛金 | 984,004 |
| 売掛金 | 1,594,643 | 短期借入金 | 200,000 |
| 商品及び製品 | 55,703 | 1年内返済予定の長期借入金 | 550,858 |
| 原材料及び貯蔵品 | 282,653 | リース債務 | 23,515 |
| その他 | 54,315 | 未払金 | 583,405 |
| 固定資産 | 11,266,073 | 未払費用 | 215,392 |
| 有形固定資産 | 11,198,637 | 未払法人税等 | 211,051 |
| 建物 | 3,790,657 | 預り金 | 36,884 |
| 構築物 | 295,313 | 賞与引当金 | 11,170 |
| 機械及び装置 | 4,872,941 | その他 | 953 |
| 車両運搬具 | 3,996 | 固定負債 | 2,911,638 |
| 工具、器具及び備品 | 24,111 | 長期借入金 | 2,357,169 |
| 土地 | 2,126,946 | 繰延税金負債 | 116,137 |
| 建設仮勘定 | 84,670 | リース債務 | 396,927 |
| 無形固定資産 | 8,158 | その他 | 41,405 |
| ソフトウェア | 7,538 | 負債の部合計 | 5,728,875 |
| その他 | 619 | (純資産の部) | |
| 投資その他の資産 | 59,277 | 株主資本 | 7,675,478 |
| 投資有価証券 | 11,108 | 資本金 | 1,245,724 |
| 出資金 | 10 | 資本剰余金 | 1,218,724 |
| 長期前払費用 | 4,469 | 資本準備金 | 1,218,724 |
| その他 | 43,689 | 利益剰余金 | 5,211,472 |
| 資産の部合計 | 13,414,238 | 利益準備金 | 7,569 |
| | | その他利益剰余金 | 5,203,902 |
| | | 圧縮積立金 | 256,012 |
| | | 繰越利益剰余金 | 4,947,890 |
| | | 自己株式 | △443 |
| | | 評価・換算差額等 | 485 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 485 |
| | | 新株予約権 | 9,398 |
| | | 純資産の部合計 | 7,685,363 |
| | | 負債・純資産の部合計 | 13,414,238 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2021年7月1日
至 2022年6月30日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------------|------------|
| 売 上 高 | 13,811,788 |
| 売 上 原 価 | 10,958,407 |
| 売 上 総 利 益 | 2,853,381 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 1,950,644 |
| 営 業 利 益 | 902,737 |
| 営 業 外 収 益 | |
| 受 取 利 息 | 2 |
| 受 取 配 当 金 | 134 |
| 助 成 金 収 入 | 15,845 |
| 自 動 販 売 機 収 入 | 4,906 |
| ス ク ラ ッ プ 売 却 収 入 | 1,630 |
| そ の 他 | 2,968 |
| 営 業 外 費 用 | |
| 支 払 利 息 | 18,569 |
| そ の 他 | 6,496 |
| 経 常 利 益 | 903,158 |
| 特 別 利 益 | |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益 | 164 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | 903,322 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 308,120 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △11,363 |
| 当 期 純 利 益 | 606,566 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2021年7月1日
至 2022年6月30日)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | |
|---------------------------------|-----------|-----------|--------------|-----------|-----------|---------------|---------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | | 利 益 剰 余 金 合 計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合 計 | | その他利益剰余金 | 繰越利益 剰 余 金 | |
| | | | | 圧縮積立金 | | | |
| 当期首残高 | 1,245,724 | 1,218,724 | 1,218,724 | 7,569 | 276,035 | 4,495,483 | 4,779,088 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △174,182 | △174,182 |
| 当期純利益 | | | | | | 606,566 | 606,566 |
| 圧縮積立金の取崩 | | | | | △20,023 | 20,023 | — |
| 株主資本以外の 項目の 当期変動額 (純額) | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | — | — | △20,023 | 452,407 | 432,383 |
| 当期末残高 | 1,245,724 | 1,218,724 | 1,218,724 | 7,569 | 256,012 | 4,947,890 | 5,211,472 |

| | 株 主 資 本 | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------------------|---------|-------------|-------------------------------|------------------------|-------|-----------|
| | 自己株式 | 株主資本 合 計 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | | |
| 当期首残高 | △443 | 7,243,094 | 18 | 18 | 9,562 | 7,252,675 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | △174,182 | | | | △174,182 |
| 当期純利益 | | 606,566 | | | | 606,566 |
| 圧縮積立金の取崩 | | — | | | | — |
| 株主資本以外の 項目の 当期変動額 (純額) | | | 467 | 467 | △164 | 303 |
| 当期変動額合計 | — | 432,383 | 467 | 467 | △164 | 432,687 |
| 当期末残高 | △443 | 7,675,478 | 485 | 485 | 9,398 | 7,685,363 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に関する注記)

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
- 2 棚卸資産の評価基準及び評価方法
通常の販売目的で保有する棚卸資産
評価基準は原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - (1) 商品及び製品
先入先出法
 - (2) 原材料及び貯蔵品
総平均法
- 3 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----------|-------|
| 建物 | 3～31年 |
| 構築物 | 8～40年 |
| 機械及び装置 | 2～22年 |
| 車両運搬具 | 2～6年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～15年 |
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
 - (3) リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 4 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

5 重要な収益及び費用の計上基準

当社は主に豆腐及びその関連製品の製造・販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、顧客に製品を引き渡した時点もしくは引き渡しが見込まれる時点で収益を認識しております。

なお、収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート等を控除した金額で測定しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、販売促進費等の顧客に支払われる対価について、従来、販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、売上高から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

この結果、当事業年度の売上高、売上総利益及び販売費及び一般管理費はそれぞれ929,261千円減少しております。また、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

(会計上の見積りに関する注記)

(富士山麓工場における固定資産の減損)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額
有形固定資産 4,569,320千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 金額の算定方法

富士山麓工場の資産グループについて、事業環境の変化に伴う当初事業計画の進捗の遅れにより減損の兆候があると判断しましたが、減損損失の認識の判定において、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていることから、減損損失を認識しておりません。当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、主要な仮定に基づき合理的と考えられる見積り及び判断を行っております。

(2) 主要な仮定

資産グループの継続的使用によって生じる将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会によって承認された事業計画に基づいて行っております。将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、事業計画の基礎となる売上高成長率、大豆価格及び光熱費の予測であります。なお、新型コロナウイルス感染症の影響は、将来においての影響は限定的であると仮定しております。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの仮定は、経営環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、主要な仮定に見直しが必要となった場合には、減損損失の認識の判定において当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が減少し帳簿価額を下回った場合は減損損失を認識し、回収可能価額を算定した結果、翌事業年度の計算書類に減損損失が計上される可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1 補助金等により取得した有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額

| | |
|--------|-----------|
| 建物 | 90,486千円 |
| 構築物 | 9,722千円 |
| 機械及び装置 | 63,862千円 |
| 計 | 164,071千円 |

2 有形固定資産の減価償却累計額 12,472,930千円

3 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

| | | |
|--------|-------------|----------------|
| | | (うち、工場財団抵当) |
| 建物 | 1,033,464千円 | (1,030,623千円) |
| 構築物 | 50,844千円 | (50,844千円) |
| 機械及び装置 | 142,786千円 | (142,786千円) |
| 土地 | 640,930千円 | (604,370千円) |
| 計 | 1,868,026千円 | (1,828,625千円) |

(2) 担保に係る債務

| | | (うち、工場財団抵当) |
|---------------|-------------|--------------|
| 短期借入金 | 100,000千円 | (一千円) |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 540,858千円 | (88,244千円) |
| 長期借入金 | 2,352,169千円 | (197,354千円) |
| 計 | 2,993,027千円 | (285,598千円) |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 6,967,500株

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 205株 | 一株 | 一株 | 205株 |

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|------------|-------------|-------------|------------|
| 2021年9月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 83,607 | 12 | 2021年6月30日 | 2021年9月29日 |
| 2022年2月14日 取締役会 | 普通株式 | 90,574 | 13 | 2021年12月31日 | 2022年3月7日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|------------|-------------|------------|------------|
| 2022年9月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 90,574 | 13 | 2022年6月30日 | 2022年9月29日 |

4 新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 40,100株

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

主に、豆腐、厚揚げ、油揚げの製造販売を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との関係維持のために取得した株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引にかかるリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で14年後であります。

未払金、未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、営業本部及び管理本部が主要な取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとに残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務担当者が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-------------------------|------------------|------------|------------|
| 投資有価証券 | 11,108 | 11,108 | — |
| 資産計 | 11,108 | 11,108 | — |
| 長期借入金（1年以内返済 予定を含む。） | 2,908,027 | 2,909,539 | △1,512 |
| リース債務 | 420,443 | 498,837 | △78,394 |
| 負債計 | 3,328,470 | 3,408,377 | △79,907 |

(注)「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

| 区分 | 時価 (千円) | | | |
|-------------------------|---------|------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 その他有価証券 株式 | 11,108 | — | — | 11,108 |
| 資産計 | 11,108 | — | — | 11,108 |

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

| 区分 | 時価 (千円) | | | |
|-------|---------|-----------|------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 長期借入金 | — | 2,909,539 | — | 2,909,539 |
| リース債務 | — | 498,837 | — | 498,837 |
| 負債計 | — | 3,408,377 | — | 3,408,377 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金、リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|--------------|------------|
| 繰延税金資産 | |
| 賞与引当金 | 3,402千円 |
| 未払事業税 | 6,241千円 |
| 棚卸資産評価損 | 1,598千円 |
| 減価償却費超過額 | 806千円 |
| その他 | 484千円 |
| 繰延税金資産小計 | 12,533千円 |
| 評価性引当額 | —千円 |
| 繰延税金資産合計 | 12,533千円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △212千円 |
| 圧縮積立金 | △112,138千円 |
| 固定資産税 | △16,318千円 |
| 繰延税金負債合計 | △128,670千円 |
| 繰延税金負債純額 | △116,137千円 |

(収益認識に関する注記)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

| | 当事業年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日) |
|---------------|--|
| 本社工場 | 7,454,919 |
| 関西工場 | 4,912,091 |
| 富士山麓工場 | 1,444,777 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 13,811,788 |
| その他の収益 | — |
| 外部顧客への売上高 | 13,811,788 |

2 収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針に関する注記) 5 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高

(単位：千円)

| | 当事業年度 |
|---------------------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 1,546,259 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 1,594,643 |

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

| | |
|--------------|-----------|
| 1株当たり純資産額 | 1,101円71銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 87円6銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年8月30日

株式会社やまみ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山本 秀男
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 三戸 康嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社やまみの2021年7月1日から2022年6月30日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第48期事業年度の事業報告、計算書類、これらの附属明細書、その他取締役の職務の執行の監査について、次のとおり報告します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査基準及び監査計画を定めた上で、各監査役が分担して必要な調査を行い、その結果を監査役会で報告及び協議して、監査を実施しました。監査にあたっては、内部監査室と連携して調査等を行いました。

具体的には、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、関西工場、及び富士山麓工場において業務及び財産の状況を調査いたしました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月30日

株式会社やまみ 監査役会

常勤監査役 林 辰 男 ㊟

社外監査役 濱 田 隆 祐 ㊟

社外監査役 山 脇 将 司 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、利益配分に当たっては、将来の事業展開に備えた内部留保の充実を勘案し、継続的・安定的な配当を実施することを基本方針としております。

この基本方針並びに当期の業績、今後の事業展開等を慎重に検討しました結果、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社の普通株式1株につき金 13円00銭
配当総額 90,574,835円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年9月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する規定の施行の日(以下、施行日という)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>2. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

参考事項

1. 当社取締役・監査役のスキル・マトリックス

| 氏名 | 役職 | 専門性・経験 | | | | | | | |
|--------|---------|----------|----|----|----------|----------|----|----|-------|
| | | 企業 経営 | 財務 | 営業 | 生産 品質 | 人事 労務 | 法務 | IT | SDG s |
| 山名 清 | 代表取締役会長 | ● | ● | ● | | | | | |
| 山名 徹 | 代表取締役社長 | ● | | ● | ● | | | ● | ● |
| 池田 隆幸 | 常務取締役 | | | ● | | | | ● | ● |
| 土橋 一仁 | 取締役 | | | | ● | | | | ● |
| 七川 雅仁 | 独立社外取締役 | ● | ● | | | | ● | ● | |
| 後藤 和之 | 独立社外取締役 | ● | ● | | | ● | | ● | |
| 佐々木 公江 | 独立社外取締役 | ● | | | | ● | ● | ● | |
| 林 辰男 | 監査役 | | | | | ● | | | |
| 濱田 隆祐 | 独立社外監査役 | ● | ● | | | | ● | ● | |
| 山脇 将司 | 独立社外監査役 | ● | ● | | | ● | ● | | |

以上

株主総会会場ご案内図

- 会 場** 広島県三原市本郷南 6 丁目 25 番 1 号
本郷生涯学習センター「にいたかホール」
電話 (0848)85-0701
- 交 通** (JR) JR本郷駅 徒歩約3分
(バス) 芸陽バス本郷橋停留所下車 徒歩約3分
- お知らせ** ご来場にあたりましては、駐車場に限りがございますので、
できるだけ公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

